

# 近世中期京都における日暮太夫に関する一考察

齊藤利彦

〔抄録〕

近世京都に存在した日暮小太夫・日暮八太夫は、代数は明確ではないが、数代にわたり継承された太夫号である。同時に、このふたりが所有した「説教讚語名代」は、京都の宮地芝居の座の興行権として用いられており、近世中期京都興行界を考えるうえで重要である。

本稿は、近世中期京都において活動した説経太夫日暮小太夫・八太夫について、先行研究に学びながら、考察していきたい。

キーワード 近世京都 ささら説経 日暮小太夫 日暮八太夫  
三井寺近松寺

## はじめに

慶長頃の社会事象を公正な視点と興味から編んだロドリゲスの『日本大文典』をみると、当時、七乞食と称せられた芸能者があげられている。

すなわち、

Xichicojiqui (七乞食)。日本人が物貰ひと言っているもの、又は、日本で最も下賤な者共として軽蔑されてゐるものの七種類、即ち Sarugacu, Dengacu, Sasara xecquino, Anoya, Cauarano,

mono, Canaya, Fachi-cocuri. (猿楽、田楽、ちまら説経、青屋、河原の者、革屋、鉢こくり。)これらは、劇をするもの、舞(Mats)を語り、人形を躍らせるものなどである。○これらにはそれぞれに更に多くの者が含まれているが、それは皆その事に関する職業を持つてゐる者である。即ち、次の通りである。

1. Sarugacu (猿楽)。Tayu (太夫)。Tuzummi vchi (鼓打)。  
Quioguen (狂言)。Taico vchi (太鼓打)。Vaqui (脇)。  
Givtai (地謡)。Fuye (笛)。  
2. Dengacu (田楽)。Mai mai (舞々)。Yebisucacqui (恵比

須臾）。

次のやうに言ふ。Temo Maimai Sarugacu.（縁の舞々、庭の猿楽）。

3. Sasara xecquio（ささら説経）。喜捨を乞うために、感動

させる事をうたふもの一種。

4. Anoya（青屋）。青や藍の染物師。

5. Caularanomono（河原の者）。刑罰を執行するもの。又は、Yetta.

6. Canaya（革屋）。鞆皮工、又は、靴屋。

7. Fachicocuri（鉢こくり）、又は、fachi tataqui（鉢叩）、Xecqionotaguy（説経のたぐひ）。

といった猿楽・田楽・ささら説経・青屋・河原の者・革屋・鉢こくりの七種であった。

これらの芸能者のうち、「喜捨を乞ふために感動させる事をうたうもの一種」と説明されている「ささら説経」とは、説教者、説教解き、説教の者、あるいは単に説教とも称せられ、ささらをすって庶民の中に入り交じり、特定の神仏の靈験を語るなかで、それを祭る社寺の維持のために各地を放浪し、喜捨を乞うた芸能者であった<sup>2)</sup>。

ロドリゲスが『日本大文典』と同時期に執筆した『日葡辞書』にも「Xecqui toqi（説経説き）」とあり、「その経、すなわち、釈迦(Xaca)の教法を誦しながら街路を歩き回る者<sup>3)</sup>」と紹介している。

彼らが語った物語は、基本的には社寺の縁起・靈験譚であった。たとえば、説経の代表的な存在である『山椒太夫』は丹後国金焼地蔵の

本地譚で、この地蔵は主人公の安寿と厨子王、その母の受難の物語に大きな役割を果たしている。このほかに、清水寺の観音靈験譚や美濃国安八郡須保正八幡宮の由来譚、熊野の靈験譚、近江国山王権現の由来譚などがある<sup>4)</sup>。

さて、従来のささら説経についての研究は、彼らが語った語り物としての「説経」やその背景、仏教との関係などを中心に重厚な研究蓄積を有している<sup>5)</sup>。一方で、絵画資料を用いての考究や、ささら説経への支配や組織編成などに関する問題が明らかになってきている<sup>6)</sup>。

地域社会でのささら説経の実存のあり方に関しては、伊勢国を事例に、かの地での存立を究明した和田勉氏<sup>7)</sup>、京都と日暮太夫を取り上げた阪口弘之氏の考察があげられる<sup>8)</sup>。筆者も、ささら説経の組織編成と地域社会との関係について論じた<sup>9)</sup>。

近世京都に存在した日暮小太夫・日暮八太夫は、代数は明確ではないが、代数にわたり継承された太夫号であった。同時に、このふたりが所有した「説教讀語名代」は、京都の宮地芝居の座の興行権として用いられており、近世中期京都興行界を考えるうえで重要である。

かつて筆者は、近世後期の大坂で用いられた説教讀語名代について検討を加え、ついで、近世中期京都における説教讀語名代日暮小太夫・八太夫を追究した<sup>10)</sup>。そこでの省察は、「日暮八太夫」「日暮小太夫」という興行権についてであり、また、その成果によって、近世中期京都の宮地芝居の実態の一端を明らかにしようとするものであった。したがって、阪口氏の論考のように、「人」としての日暮小太夫・八太夫については言及しなかった。

前述したように、筆者は近世中期の興行権としての「日暮小太夫」「日暮八太夫」を検討したが、その結果、京都と日暮太夫に関して言及した先駆的研究である阪口氏の成果とは、小太夫・八太夫の存立のあり方や三井寺近松寺との関係に對して、若干、見解を異とする箇所もでてきた。

そこで本稿は、近世中期京都において活動した説経太夫日暮小太夫・八太夫について、先行研究に学びながら、考察していきたい。

なお、当稿では、語り物の「セツキョウ」は「説経」、語り物を語る者は「ささら説経」、下付された興行権は「説教讚語名代」と表記する。また三井寺は園城寺が正称であるが、ささら説経の基本史料である『関蟬丸神社文書』では一例の例外なく三井寺とされているため、三井寺と記することとする。

## 第一章 説経日暮と日暮小太夫・日暮八太夫

### 第一節 説経日暮太夫について

井原西鶴の浮世草子をひもとくと、「歌念仏の日暮」を描いたものが目につく。『日本永代蔵』卷三「余はぬき取の観音の眼」をみると、

歌念仏の日暮しと云は、むかし、伏見の御上代の時、諸大名の御成門、軒をならべて、かゝやき。金銀珠玉を鏤め、何れの工匠か、珊瑚を削なして。紅梅の枝に春を移し、五色の浮雲をしづかに。龍は、さながらに動き。虎はそのまゝかける勢ひ、見ぬ唐土の二十四孝を、越前の殿の御門に。ありくくと、美形を彫物に、此清

らかなる事、言葉にも伸べがたし、(中略)彼の京の鉦たゞき、孟蘭盆の比、勸進にまはりしが。朝日影、御成門にうつろひしに、是に氣をとられて、詠めけるに。先づ、大舜の耕作の所、斑牛の、いかな事、作り物とは思はれず。淀・鳥羽に帰る車をとゞめ、己が友かと、道づれをこひける。又、老萊子が舞振、足に、はたらくて、音曲の有やうに思はれ。

手にふれし風車に、あたりの草木も、なびくがごとし。郭巨が掘出し金の大金、あれにて食も焼れまじ、茶沸す事も勿体なし。ほしや、小判に砕き、一生楽々と、世をわたるものと。それに心をとられ、是に目をよるこぼし、実に、秋の日のならひにて、はや暮ておどろき。願以此功德、空袋かたげて、都に帰るを見て、人申ならはして、日暮坊と、其すゑく。今に名たかし、<sup>1)</sup>

とあり、慶長期の、歌念仏系のささら説経日暮太夫を描いている。

『好色一代男』卷三「恋のすて銀」では、

(前略)世之介勘当の身と成て、よるべもなき浪の声、諷うたひと成て、交野・枚方・樟葉にさし懸り、橋本に泊れば、大和の猿引。西のみやの戎まはし・日ぐらしの歌念仏かやうの類の宿とて同じ穴の狐川、身は様々に化るぞかし。<sup>2)</sup>

とあつて、ここでは、歌念仏系の旅の芸能者のひとつとして記しており、本来の漂泊の芸能者としての位置を示しているといえよう。

時期ははなれるが、宝暦六年刊の『竹豊故事』も、京都に昔ハ浄瑠璃葉流す、説経与八郎哥念仏日暮林清同弟子林故林達等を翫べり。寛文年中二江戸虎屋源太夫上京有てより浄瑠璃

繁昌し、常芝居も出来たり。源太夫弟子同喜太夫・同相摸太夫・越後太夫続て勤らる。源太夫弟子山本角太夫、延宝天和の比一流を語り出し大に繁昌し、山本土佐掾藤原房正と受領せり。角太夫弟子山本長太夫・治太夫・八太夫等名高かりし中にも、治太夫一流を工夫し芝居を興行し、松本治太夫と一派立られたり。是貞享元禄の始め比の事也。<sup>13</sup>

と記すように、日暮は本来、鉦鼓を用いる歌念仏系のささら説経と思量している。

以上のように、ささら説経のなかでも、京都に在住するようになる日暮一派は、ささらを摺りながら説経を語るというのではなく、歌念仏系の鉦鼓を用いて説経を語る一派であった。

西鶴は、慶長期の伏見城をの門の美しさを一日中見続けた日暮坊の「其すゑく。今に名たかし」とのべているが、そのような名声と人氣を手中にしたのが、寛文期の日暮小太夫である。

## 第二節 「今に名たか」い日暮小太夫

説経太夫号「日暮小太夫」は宝暦期まで継承されているが、その代々のなかでも名高いのが、前述した寛文期の小太夫であった。

寛文二年（一六六二）二月、八文字屋八左衛門から日暮小太夫の説経正本『ゆり若大臣』が、同九年には鶴屋喜右衛門より『王照君』が刊行されており、その存在の大きさをうかがうことができる。<sup>14</sup>

同五年（一六六五）板『京雀』の挿絵をみると、日暮小太夫の芝居小屋が描かれており、彼が四条芝居町で小屋掛けの興行を行なってい

たことがわかる<sup>15</sup>。さらに、延宝四年（一六七六）、祇園社に奉納された四条河原芝居町を描いた絵馬には、四条南側の東の芝居小屋に小太夫をしめす櫓があがつており、

幕に虎の紋を描たるハ虎屋喜太夫 三ツ紋は日暮小太夫、角の中  
に小の字の紋ハ嵐三右衛門なるべし、

とあることから、寛文期以降、彼が四条芝居町で興行を行っていたことは間違いなさであろうし、挿絵にとりあげられるほどの人氣を有していたとも指摘できよう。

寛文期の小太夫は、同時期、京都において大規模な小屋掛けの興行を行なっていたが、それと関連して、同地では、すでに名代が官許されていたと考えられる。

京都四条河原町では、どのような演目を上演していたかは判然としない。ただ、寛文五年の秋、小太夫は尾張国尾頭町西側にて説経操芝居を興行しており、その具体的内容が確認できる。『尾陽戯場事始』に「同五乙巳年春、同所にて浄瑠璃芝居興行」とあって、その頭書に、  
(前略)

又或方の旧記書留に、寛文五巳年秋橘町にて初め芝居あり、太夫は山城喜内太夫京浄るり仕り、次に日暮小太夫是も京浄るり也、次に村山小太夫是は京狂言致せし也、夫より狂言芝居三度有之、四度目に女舞かしわ木といふ者始て下り大当りなりし云々、<sup>16</sup>

とあるのがそれであるが、山城喜内太夫とともに「京浄るり」として、小太夫は紹介されている。その小太夫の興行は、

尾頭町西側にて説経操芝居興行

太夫 日暮小太夫

コスイ天王 山柁太夫 愛護若

カルカヤ 小栗判官 俊徳丸

松浦長者 いけにえ 小つらし物語<sup>19)</sup>

といったものである。

五説経の曲目に関しては、従来、諸説があつて、一定していないが、小太夫の場合、稽古本の存在から、寛文期に「小栗判官」が加えられていたことが判明しており、この興行演目から、その他は「山椒太夫」「俊徳丸」「愛護若」であつたと考えられる。

さて、寛文期前後、「京説教」「京より」の関清水蟬丸宮への灯明料上納が、間断はあるもののなされ、それが他地域より抜きんでている。列記すると、寛文元年「京ノ説教」一〇〇文、同十一年「京説教」一〇〇文、延宝元年「京説教」一〇〇文、同五年「京より」一〇〇文、同六年「京より」一〇〇文、天和二年「京より」一〇〇文である。<sup>20)</sup>これは京在在のささら説経であり、かつ、大規模な興行を行っていた小太夫の存在があつたからであろうか。

ところで、拙稿でも確認したが、彼の名跡はどうやら子に受け継がれたことが、正徳三年、京都で実施された名代改のおりに提出された、つぎのような由緒書から推察される。

一、

説経

日暮小太夫

右小太夫と申名代古来致所持罷在候、三拾六年已前親を譲り請

相続いたし、<sup>21)</sup>

これを見ると、正徳期の小太夫は三十六年以前、親より太夫号と名代を譲り受けたと記しているが、継承時期は、同三年より三十六年以前というから、延宝期以前となる。寛文期に活躍した親の小太夫から、その子に名跡や名代が譲られたといえよう。ちなみに、同年段階で、京都の「宮川筋七丁目」に居住していたことが「諸名代所附」から判明する。<sup>22)</sup>

正徳元年九月、三井寺近松寺は、それまでささら説経を支配していた兵侍家を関清水蟬丸宮から追放し、彼らの直支配を行う。翌二年、諸国のささら説経の直支配実施の廻状を出し、「継目太夫号」などの再下付を行ったが、当然、この時期に名を確認できる小太夫も「継目太夫号」などの再下付を受けている。

関清水大明神蟬丸宮

別当近松寺

山城国愛宕郡京日暮小太夫

唯重

右以本久依願継目所補太夫号

仍而如件

正満講師

浄密講師

浄栄講師

正徳二壬辰年

九月廿八日



説経者日暮八太夫本久<sup>24</sup>

享保九年推定とされる関清水蟬丸宮の灯明料などの算用「控」をみると、

一京日暮小太夫参勤灯明料役人料持参

但し備前□□者共より灯明料三百文

差□□□<sup>25</sup>

とあって、同社の秋の大祭に、小太夫が灯明料持参で参勤したことが確認できる。時期を勘案すれば、代改の際、由緒を提出した小太夫か、その次世代の小太夫であろう。関清水蟬丸宮の享保期の史料をみると、八太夫と連名で小太夫に宛てた書状が散見できることから、享保期には小太夫は実存している。同時期の小太夫の動向については、八太夫も含めて、のちほど詳述したい。

ところで、阪口氏も引用・検討された宝永四年（一七〇七）青木鷲水作の浮世草子『諸国因果物語』には、元禄中期には小太夫が諸国で説経を語り、人形を舞わずなどして活動していたが、次第に困窮し、とうとう人形を薪とし、衣装も端切れとして売ってしまうほど凋落してしまったと物語る<sup>26</sup>。そして最後に、小太夫は残った人形一体を貧苦のあまり火にくべ、その報いから井戸に落ち、亡くなったと、この話を結ぶ。同書が浮世草子であるので、そのまま史実として受け入れることが当然できないが、このような因果話を有名な小太夫に託し、さら説経そのものの境遇を描いたのであろう。

宝暦期に編纂された『歌舞伎事始』をみると、太夫号及び説教讀語名代日暮小太夫は「今はナシ」（27）とあり、退転してしまっているこ

とが認められる。「今は名高い」説経太夫日暮小太夫の名は、宝暦期をもって絶えたのである。

第三節 山城国触頭 日暮八太夫

日暮八太夫は、小大夫のような大規模な興行を行った実績はうかがえないが、彼もその名を冠した説教讀語名代を継承していったささら説経であるのは、前述した正徳三年の名代改めからも認められる。

一、

説経

日暮八太夫

右八太夫と申名代古来より致所持罷在候処、三拾六年以前親を譲り請相続いたし罷在候<sup>28</sup>、

八太夫も小太夫同様、延宝期以前に親から太夫号、名代を譲り受けたことがわかるが、正徳三年『諸名代所附』より、京都「猪熊四条下ル町<sup>29</sup>」に住いていたことが認められる。

彼も正徳二年、「継目太夫号」の再下付を三井寺近松寺から受けている。

関清水大明神蟬丸宮

別当近松寺

山城国愛宕郡京日暮八太夫

本久

右以本久依願継目所補太夫号

仍而如件

正満講師

浄密講師

浄栄講師

正徳二壬辰年

九月二十八日

説経者日暮八太夫本久<sup>(30)</sup>

また、先述した『歌舞伎事始』には、

一、説経讃語名代

日暮八太夫

右八太夫といふ名代前々より御免にて所持せしところに四十  
八以前譲り請、元文三年三月四日八太夫の甥譲り受八太夫  
となる。<sup>(31)</sup>

とあつて、正徳期の小太夫は、元文三年三月四日、甥にそれらを譲つ  
たことが判明する。

寛政十年七月、三井寺近松寺は大坂の稲荷社・御霊社・座摩社境内  
における説教讃語芝居興行を願ひ出す。そのおり、大坂町奉行所より  
問い合わせがなされ、それに対応して、同年十月、三井寺近松寺は大  
坂町奉行所に、つぎのような口上書を提出した。

口上覚

(前略)

一古来より説教者免許奥印之儀は別当所より致、右支配之儀は別  
当より下知を請候而、逢坂山へ御関所御座候節、役儀相勤居申

候兵侍之者共正徳元年迄支配仕罷在候所、右兵侍之者共任我意  
私欲之筋御座候二付、則別当所より京都 御役所へ御吟味奉願、  
其後別当直支配ニ相成、兵侍之者ハ永暇差遣候儀ニ御座候、然  
ル処正徳式年

正徳二年依願日暮八太夫江説教名代

差免候と御座候へ共、同三年ニ京都名代御改之節右  
八太夫より書上候ニは、三十六已前親より譲り請候  
と御座候へは、年歴も余程相違仕、親八太夫儀免状  
受取候と申而ハ、延宝以前之儀哉と奉存候、尤正徳  
元年以前前関守兵侍之者差配仕候故、兵侍より免状  
遣候儀ニ奉存候、別当所より差配之儀は正徳二年よ  
りと相見へ申候故、其節免状相改遣候哉ニ奉存候間、  
此段御断申上候、

依願京都日暮八太夫并弟子宮古路歌内ニ右説教讃後座組差免  
候所、正徳三年より京都寺社於境内芝居興行仕候義ニ御座候  
而、追々連綿仕芝居興行仕来り候儀ニ御座候、右与四郎七十  
有余ニ罷成、当時京都河原町四条下ル式丁目津国屋七兵衛方  
ニ存命罷在候、此度委細御尋ニ付、古記等相改吟味仕候所、  
前段之振合ニ相違無御座候、尤説教讃後座組免状之儀、新規  
ニ差免候儀ニ而は一切無御座候得は、御当地金太夫儀も右同  
様前願座組興行之儀、御憐愍御沙汰ヲ仕御許容被成下様奉願  
上候以上、

寛政十年

午十月

三井寺蟬丸宮

別当所役者

御奉行所<sup>32</sup>

正徳期の八太夫は親から太夫号を継承したが、親の八太夫に免状が下付されたのは延宝期で、兵侍家より下されたものと考えている。さらに、日暮八太夫とその弟子宮古路歌内に対し、説教讃語名代が下付され、京都の宮地芝居で興行が行われたこと、その後、寛政期、河原町四条下る二丁目津国屋七兵衛方に住いする、七十歳になる与四郎なる者がその名代を継承していたことが記されている。

この与四郎については、

口上覚

一京都日暮八太夫座組平名代と申義如何哉と御尋ニ付、則当時日暮八太夫座譲り請居候鮫屋与四郎相調候処、別紙書付之通相違無御座候、其外之義は京都同様ニ此度座組被仰付候可被下候様奉願上候、尤日数之義者於京都一ヶ年ニ三十日宛三度興行仕候所承知仕候得共、京都之義者平名代数多御座候故、日数割合一ヶ年ニ三ヶ月興行仕候義ニ御座候間、御当地之儀者外ニ平名代無御座候趣故、何卒十二月共興行仕候ハ、難有

仕合奉存候、尤後々ニ至り外方名代御願申上候儀も御座候ハ、其節御下知次第月割ヲ以如何様とも御請可申上候以上、

右之趣御聞置ニ相成

十月廿日御召ニ而御聞濟ニ相成候事

右連綿興行罷在候処、其後中絶ニ而打過□候処、右座組名代

免許相請、外末流免状相遣し候、数多之者跡次免状改登山不致候族も有之、依而取調之義ニ付文化十二 亥十月奉願、直様御聞濟ニ相成、御当所在坂罷在末流之者追々取調、当時迄同断之義ニ御座候、

とあるように、鮫屋与四郎という人物で、寛政十年の大坂三社境内における説教讃語名代興行依願のおり、説教讃語名代「日暮八太夫」について説明を行った人物である。

寛政期、日暮八太夫は鮫屋与四郎が譲り受けていたが、元文期の八太夫との関係は判然とはしない。彼のあととは絶えたようである。

さて、文政元年、大坂では、三井寺政所と三井寺大坂御用所が主導して、説教讃語名代再興行の依願がなされた。このおり、大坂町奉行所が三井寺政所及び三井寺大坂御用所に対し、京都の事情について聞き取りを行っている。その際、提出された「覚」から、正徳三年の名代改めの折の動向が察せられる。後世の史料という点で問題ではあるものの検討してみたい。

一京都日暮八太夫、例証駈ト相糺候ニ付、左ニ奉申上候、正徳三年十二月京都名代御改之節、四方内萩野七郎右衛門殿江四条河原矢倉年寄連印ヲ以書上候惣名代之中ニ、説教名代日暮八太夫日暮小太夫と御座候、其節日暮八太夫より、蟬丸宮別当所へも其趣相断出候義ニ御座候、此度御尋ニ付、右書付奉入御覽、

これによると、名代改めのおり、惣名代中に自らの名前があることから、この件について、八太夫が三井寺近松寺へ連絡していたことがわかるが、そのおり提出した書付を、文政元年に三井近松寺に差し出



したのが、左の書付である。

一文政元年差上候取調書

覚

一京都四条河原芝居櫓、年寄より書上候三拾四人之中ニ

日暮八太夫

右者三十六年巳前、親より譲り受今ニ相続仕候

日暮小太夫

右同断

右之通四条河原歌舞伎物真似からくり浄瑠璃説教名代、従先

年御赦免之者共相改差上申、聊かも相遣無御座候以上

正徳三年巳十二月三日

矢倉年寄

連印

萩野七郎右衛門殿

覚

説教讃語名代

日暮八太夫

日暮小太夫

右者、此度京都方内萩野七郎右衛門殿江相尋候処、矢倉

年寄より差出ス名代書上之中ニ、右之通有之義相違無御

座候間、此段申上候以上、

月 日<sup>35</sup>

内容は名代改めの際、「名代書上」のなかに、我々も名前もあるが、

それは間違いないものである。

ところで、日暮八太夫は、近世さら説経の組織編成上、重要な位置

を占めていた。すなわち、八太夫は山城国「惣説教者」を統括する

「頭分」であり、山城国触頭であつたのである。この点については、

拙稿において論じたが、享保十八年八月九日付書状「覚」に、

回状ニ而申遣候、先年其方□御巻物、此度爰元執行職御代□、御

改メ之上御加印被成候間、廻状相届キ次第、御巻物并大夫号装束

補任共ニ持参可申候、若於不参ハ其所之守護所江申達候而急度申

付候間、無相違回状相届キ次第持参可申者也仍而如件、

関清水大明神蟬丸宮別当

三井寺別院

近松寺

丑

八月九日 役人印

山城国 惣説教者中

丹波国 惣説教者中

播磨国 惣説教者中

美作国 惣説教者中

備前国 惣説教者中

讃岐国 惣説教者中

山城国愛宕郡京

□□□新橋筋

宮古路嘉内事 日暮八大夫

丹波国桑□□□林村

田川四郎大夫

播磨国飾東郡宇佐崎村

三宅徳大夫

美作国苫西々条神戸村

三十郎事上野紋大夫

同国同郡真加部村

上野政大夫<sup>37)</sup>

と、山城国・播磨国・美作国などの太夫の名が挙げられているが、彼らは他の史料と照合すると、それぞれの国の頭分である。したがって、これは、廻状伝達の順序を示すものといえる。ちなみに、この史料から、この時期の八太夫は正徳期の彼と考えられるが、京都の新橋筋、おそらく、三条通より南へ四筋目、東が知恩院山門、西が縄手通までの新橋筋に住いていたこと、「宮古路嘉内」とも称していたことなどがわかる。

前掲史料にあるとおり、「宮古路歌内」は八太夫の弟子名であるが、これは「嘉」と「歌」違いの同名で、八太夫が弟子名も兼ねて名乗っていたのか、「嘉内」と「歌内」とは異なる名として遣われていたのか、はつきりしない。どちらにしても、彼が当時、「宮古路」姓を名乗っていたのは間違いない。

さて、その廻状伝達ルートを確認すると、三井寺近松寺↓山城国日暮八太夫↓丹波国田川四郎大夫↓播磨国三宅徳大夫↓美作国上野紋大夫↓備前国↓讃岐国といったように、触が伝達されていくさまが認め

られる。

阪口弘之氏は、この順序は関清水蟬丸宮―三井寺近松寺によるささら説経の格付けを反映し、筆頭にあげられる日暮八太夫の格の高さを評価している<sup>38)</sup>。しかしこの順序のみで、そこまでいえるかは再考の余地があるのではないか。というのも、実際に触をだす三井寺近松寺との地理的關係からして、山城国が先頭にくるのは何ら不思議ではないからである。

享保期前後、三井寺近松寺が、町奉行所などからのささら説経に関する問い合わせに関して、詳細を確認したいため、八太夫や小太夫に社参や書状の返信などを再三求めているにもかかわらず、彼らはそれらに応じないようになっていく。阪口氏はその模様について分析し、「日暮が諸国のささら事情に通じていたことをうかがわせ、その力なしには蟬丸宮の説教支配も覚束なかったのかもしれない<sup>39)</sup>と指摘したうえで「日暮は明らかに諸国説教者らの元締め的存在にあつた<sup>40)</sup>」と言及されている。

確かに、三井寺近松寺が日暮に対し、再三の社参や書状の返信などを求めていることは、ささら事情に通じていた可能性を示すであろうし、小太夫・八太夫ともに、説教讃語名代を関清水蟬丸宮から下付されたのは、三井寺近松寺がささら説経を直支配する正徳二年以前であり、兵侍家によって与えられたものであった。そのため、正徳二年以前の諸事情に詳しかったとしても不思議ではない。しかしそれだけで、ささら説経の「元締的存在」であつたと即断できるであろうか。というのも、根拠となるような活動などは見当たらないからである。

また、享保期に小太夫、八太夫に社参を求めている史料とその前後の書簡などを組み合わせていくと、彼らは社参したりしなかつたりを繰り返しており、さらに、三井寺近松寺の社参要求の理由も異なる場合がある。

そこで、享保期の日暮小太夫・八大夫の動向を再考することによって、この点について、再考してみたい。

## 第二章 享保期の日暮小太夫・八太夫の動向

### 第一節 享保期の日暮小太夫・八太夫の動向

享保期、地域のささら説経は関清水蟬丸宮、実際は別当寺の三井寺近松寺から多くの書状が遣わされている。これらには控が残されているが、その年代などは特定できるものもあれば、推測の域をでないものもある。内容の多くは、社参や灯明料などの上納に関する事項、あるいは地域社会でのささら説経からの要望などへの対応である。

享保元年、あるいは同二年と推定される次の書状控は、三井寺近松寺から日暮小太夫・八太夫に宛てたもので、丹波国小林村田川市太夫への用事を申しつけるにあたって、小太夫・八太夫に書状回送を命じている。

京日暮八太夫小太夫方書状

丹波国小林村田川市太夫方へ用事申遣候間此書状早々相戸届候様

ニ可有之候、一其□装束□指□□無之候間、□□□年可仕候様ニ可有之、国□□□罷登り候事

間敷可有之候間、申 義一番ニ□奉仕候故、  
説教□四郎とやらん申者有之様ニ聞届□、其□□急々ニ吟味可有之候、為其如此ニ候以上、

近松寺役人

八月三日

日暮八太夫  
日暮小太夫<sup>①</sup>

同様の年代推定で、同月同日に播磨国三宅徳太夫に宛てた三井寺近松寺書状控では、

播磨国飾東郡三宅治太夫同徳太夫同喜太夫

去年廻状遣候処ニ未伺公不仕候、不届千万ニ候、早々罷登□□相改□義可有承知候、其方国説教者□之者不残□書□無遅引参勤可有之候若於延引仕□□御守護へ御断申遣候間、左様□相心得□□□候□□、

蟬丸宮別当三井寺別院

近松寺

八月三日

三宅治太夫  
同 徳太夫  
同 喜太夫

八月三日

右之書状京日暮小太夫八太夫方へ指遣候、夫より次第第二相届ケ候様ニ申遣候、則使大江村与五郎□□付候<sup>②</sup>、

とあり、丹波国大江村与五郎から小太夫・八太夫へ書状が遣わされ、彼らから、三宅徳太夫に廻送されたと考えられる。諸国への触頭であった日暮八太夫は、各国の触頭への個別の書状発信にあたって、仲立ちのような業務を担っていたと類推できる。

同九年（一七二四）九月二十三日、翌日に控えた関清水蟬丸宮秋の大祭の説教之者相渡り」<sup>43</sup>のなかで、

廿四日晴天

一京日暮小太夫八太夫兩人より飛脚差□□文通ニ、御神事ニ参上仕可申奉存□□俄差合出来仕候、今年ハ得参上不仕候、灯明料役人料もたせ越候、次□獅子頭役人茂此辺ニ而雇くれ候様申越候ニ付、宇佐衛門方ニ而やとい申候、□□之返事致返々申候、

廿三日夜ニ入飛脚差越申候、<sup>44</sup>

とあるように、獅子頭役人を勤めるはずの小太夫八太夫から三井寺近松寺に書状が届き、本年は都合により社参できないこと、獅子頭役人は大津で雇用してほしいなどの旨が伝えられる。

これをうけ、三井寺近松寺は、

丹州田川四郎太夫よひ□、今年ハ京日暮小太夫八太夫同差含有之不参申候、然夫説教者神事之奉供さひしく候間、其方へ本地□かり装束きせ申候、高札も一□外と出□□申候、左様相心得可申由申候、<sup>45</sup>

と、丹波国頭役の田川四郎太夫にその代役を命じ、仮装束などを貸し与えている。

秋の大祭の行列について確認してみたい。長文となるが、寛政元

年（一七八九）九月二四日付の『御祭礼行列控』をみると、  
九月廿四日御神事

当日之行列  
市殿

御旅中□札  
金百疋  
太鼓 中寺

式人  
此米用六升

諸国説教者  
先払侍 式人

諸国説教者  
獅子頭 式人

御鉾 下西八町  
御装束文庫

渡シ番町ケ順  
御神馬 壹疋馬士壹人

是ハ人馬会所より出ル  
手綱引 式人

垣内村より出ル  
此米用六升

後幣 白張  
壹人

御禰 同

壹人

御長刀 同

壹人

御太刀 同

壹人

禰宜

此□礼金百疋

上下侍 貳人

乗馬 壹疋

馬士

壹人

是は人馬会所より出ル

手綱引 貳人

沓持ち 白張

壹人

傘持 白張

壹人

散錢匣 貳人

右附添 貳人

御輿

是ハ例年雇ニ而渡候処

則三貫文也此割出し

上片原町下片原町上関寺町

清水町中関寺町下関寺町

上西国八町下西八町寺内

右九町三百文ツツ

百文 上京町

貳百文 人馬会所

寺内新町より出

牀机持 貳人

此米用六升

押

御旅中御輿番

米壹斗六升

御旅中

油狹燈諸式入用

明神境内地年貢

米五斗四升

年貢米用合

八斗八升

但し寺二升ニ而

此代

金三步

此代

雇人足



式拾壹人

此代

御旅中 雑用

但シ御神輿カキ賃ハ

此外也、

とあり、諸国のささら説経は国名を記した高札を掲げて供奉することとなっていたが、小太夫・八太夫は、特に獅子頭の役を務めたのであった。

このことからすると、彼らが諸国のささら説経と区別され、別格的な扱いを受けていたといえよう。だからこそ、三井寺近松寺は彼らの社参には気を配ったと考えられる。阪口氏の指摘した三井寺近松寺が「説教スター日暮の社参に大いに期待を寄せ」<sup>17</sup>ていたことは確かであろう。ただ、同氏は「諸国説教者をはじめ祭礼参加者に三井寺の権威を見せつける」<sup>18</sup>ために、彼らの社参を期待したと指摘するが、その割には不参の連絡に対して淡泊な対応をとっている。

同十年の秋の大祭は、小太夫は社参し、岡山のささら説経の灯明料などを納めたが、

廿四日京日暮小太夫参勤仕候、八太夫義ハ病氣故今年得参上不住

候由、灯明料役人料差上ケ申候、備前之岡山之者共より灯明料三

百文、小太夫迄六月之宗旨改メ之時分持参仕候由、此度小太夫持

参仕候、

とあるように、八太夫は病気を理由に不参であった。

また、同十一年の秋の大祭は、

午九月朔日

三州倉地助太夫組下説教者、孫右衛門甚右衛門兩人罷上り、燈明  
□五百文持参、願ニ去ル比御国ニ御仕置者御座候所ニ、私共より  
御仕置之者つくへしと之役、又ハ仕置場掃除等之役義、庄屋方よ  
り申付候故

ニ而御座候、此村説教者、不浄相止メ、正鋪説教ニ成申度候、右  
御代官御手代中、書状遣くれ候様願申候故、則書状遣候、留メ有  
候以上

御祭礼愈廿四日ニ而候、□年ハ無相違御神事相勤可被申候、去年  
之装束茂前方相立、今年ハ目出度御祭礼奉供可被致候、小太夫  
方へも、去年不参、今年ハ両家ともニ無相違急度相勤申様申遣候、  
此書状早々小太夫方もたせ可被遣候、

外ニ急用も有之早々持せ可被遣候、為其前廉以飛札申入候以上、

九月廿四日

宮古路歌内

日暮八太夫

用事有之候二付、以飛札申入候、其辺組之者ニも相替事無□相勤  
珍重、

とあつて、享保十年は小太夫・八太夫ともに不参であったので、今年こそは両家ともに社参するようにながされている。先程みたように、同十年は、小太夫は社参しているため、このような言質で指摘されていることは不明である。同十一年は、前掲史料にもあるように、灯明料や役人料を、備前国のささら説経たちへの灯明料三〇〇文とともに

持参している<sup>①</sup>。小太夫は社参し灯明料を上納したことは間違いないといえるが、八太夫については定かではない。しかし、

九日晴天

一日暮八太夫、御巻物持参いたし、当之執行御加判頂戴、式法相勤罷帰り申候、<sup>②</sup>

と、九月の大祭には社参しなかつたものの、十月には社参し、近松寺執行代替わりに伴う巻物加判を済ましている。

さて、三井寺近松寺は小太夫八太夫の社参、あるいは問い合わせへの返信がないことへの批判などをしたためた書状を送っている。つぎの史料は、享保十二年以前と推定される書状控である。仮に史料Aとする。

京日暮八夫遣留メ

□々態以飛脚申入候、先達而度々書状遣候所二何之返事無之近比不届千万ニ存候、此度ハ諸国説教者共御尋被成候、御用筋有之候ニ付度々申入候得共、是迄不参ハ如何成儀ニ候哉、就夫御神事も一両日中ニ候、急度相勤可被申、但シ御神事相勤申事難成候哉、有無之返事此飛脚ニ急度可被申越候、其上ニ而ハ此方ニも思召入有之候、為其如此ニ候以上、

九月廿一日

日暮八太夫<sup>③</sup>

内容は、過日より「御用筋」のため、諸国ささら説経について問い合わせがあり、度々書状を遣わしているに関わらず、音沙汰がないこと、秋の大祭が近付いているので、必ず社参し神事を勤めることなど

が記されている。同十年はふたりとも不参であつたので、それをうけそのものであろうか。

阪口氏はこの内容から「執拗なまでの社参要請」がなされ蟬丸宮側の苛立ちさえ看取できる<sup>④</sup>と評価している。同氏が指摘するように、三井寺近松寺側の苛立ちはくみ取れるであろうが、問題はおそらく、御用筋への返答に窮しており、ささら説経のなかでも古株である彼らから、何らかの事情を聞き取り、それをもとに返答しようとしているのに、返信がないことへの批判であろう。同十年、十一年ともに小太夫は社参しているので、単に公儀への返信を急ぐのに、返信してこないことに対する批判ではないか。

では、どのような御用筋の問い合わせであつたのか。この時期、幕府は身分に関する統制の強化を打ち出しており、それらに関連するものであつたのではなからうか。阪口氏は日暮太夫が諸国のささら説経の事情に通じていたため、その力なしに蟬丸宮の説教支配も覚束なかつた可能性があり、その意味において、日暮は諸国ささら説経の元締め存在であつたと高く評価している。三井寺近松寺より事情徴収されていることは、彼らが諸国ささら説経の事情に明るかつたことは示すであろうが、彼らの不参中にも三井寺近松寺によるささら説経の支配は行われており、これのみだけで、元締的存在であつたとまではいえないのではないか。

このような不参に対し、三井寺近松寺は「説教之職不勤」であるなら、下付した巻物などを取り上げると、彼らを牽制している。

五月七日

一 京都日暮シ八太夫へ遣ス書状之留メ

態々以使一筆申入候、愈相替候事有之間敷と存候、然は去秋度々書状遣シ候処、尔今返答も不申上候段不届ニ存候、尤説教之職不勤候ハ、御巻物等指上候様去年も被仰遣候処ニ、何之様子も不申越候ニ付、此度御人被遣候間、此御人江急度御返答可被申上候、為其如斯候以上、

戌五月七日<sup>55</sup>

右はおそらく、享保十五年発給と推考される書状であるが、このような書状を送つても、彼らが参勤するようにはなかなかならなかった。逆に、説経職を取りあげるまでには至っていない。

また、史料Aと同様、阪口が三井寺近松寺の苛立ちをうかがえる書状としているのが、左の書状控である。同氏は年代を寛保延享期としているが、前後の書状内容の検討から、寛保二年と推定されるもので、仮に史料Bとする。

京都日暮八太夫へ遣留メ

丹州田川一太夫罷上り候ニ付、任幸便一書申入候、其辺御無事可  
有と珍重存候、然ハ去年霜月ニ、以書中申入候所ニ、早速参上可  
仕旨申越、未不参之儀如何成事ニ候哉、去年御神事不参之儀、且  
又当執行

御加印請ニ早々可被参候ハ、可然と存候、御本地表ニ被仰候ハ、  
ケ様ニ段々諸事不参仕候ハ、説教之職取上ケ申様被仰候、早々致  
参上、右之御断被仰上候て可然様ニ存候、今度尅太夫参上申ニ付、

乍序如此ニ御座候以上、

二月九日

日暮八太夫

日暮小太夫<sup>56</sup>

内容は、諸史料と勘案すると、三井寺近松寺の谷の執行代替わりに伴う、巻物加判と加判料の上納を求めるものである。

つまり、阪口氏は前掲史料AとBを並列して分析され、前述したように「蟬丸宮側の苛立ちさえ看取できる」と指摘されている。確かに苛立ちは隠さないものの、実は、両史料では返信要求と内容が異なっている。すなわち、史料Aは御用筋の問い合わせへの返答に関わるための返信の要求と考えられ、同Bはさら説経としての把握と、加判料の徴収が目的であった。つまり、三井寺近松寺が彼らに望む社参の意図が相違するのである。そのため、両者を混用して、三井寺近松寺が小太夫・八太夫にむけた不参の苛立ちや期待をうかがうことはすべきではないだろう。

以上のように、享保期の両太夫の動向を確認してみた。小太夫は社参するなどしているが、八太夫は山城国頭役であるにも関わらず、社参履歴は相当に悪かったと考えられる。その理由については詳らかにできないが、ここで注目できるのは、先に指摘した八太夫が「宮古路嘉内事 日暮八太夫」と記されていることである。

当時、彼が宮古路嘉内と称していたことがうかがえるが、この姓で想定できるのが、豊後節の創始者、宮古路豊後掾である。当初は、一中節の創始者である都太夫一中の弟子で、都国太夫半中を名乗ったが、

享保初め頃に一中節を変化させ一流を創始した。師の一中が享保九年（一七二四）に没すると、独立して「宮古路国太夫」と姓を改め、さらに、享保十六年（一七三一）に宮古路豊後と改名した。同十九年（一七三四）、名古屋で心中事件を語って大好評を博し、江戸に下る。この年、女院御所で慶事があり、豊後が新曲を献じ掾号を受領して「宮古路豊後掾」と号することとなった。その一流は「豊後節」と呼ばれ、人々に親しまれるが、内容が風俗紊乱との理由から、江戸で禁止令がでるものの、京都は特段に禁じられなかったらしい。<sup>57)</sup>

八太夫が宮古路嘉内を名乗っているのは、彼が京都で勃興した豊後節に接近し、豊後節の太夫として浄瑠璃を語っていた可能性をしめすものではないか。だからこそ、関清水蟬丸宮、ひいては三井寺近松寺は再三社参などをうながし、彼との関係を保とうとし、八太夫は八太夫で、さらさら説経として、同社との関係は完全には切らないものの、同社との距離をとるために社参などの要求に応じなかったのではなからうか。

## 第二節 寛保期の日暮小太夫・八太夫

前掲史料（史料B）にあるように、寛保二年二月、三井寺近松寺は日暮小太夫・八太夫宛てに、両者が執行代替わりの加判を受けていないこと、同元年十一月に社参する旨の返信を出しておきながら、いまだ社参していないことを指弾する書状をだしている。<sup>58)</sup>

このことからわかるように、この時期も享保期同様、彼らの不参加判料未納は続いており、いわば、そのようなありさまが常態化し

ていたといえよう。そのため、寛保二年九月二〇日付で、三井寺近松寺は、彼らにつきのような書状を送る。

戌九月廿日、日暮八太夫遣ス留メ

当二月二、丹州田川市太夫参候ニ付、乍序書状遣候、相違可申と存候、其節申入候通、其許二三年以来、御神事ニ懈怠致候儀、如何成儀ニ候哉、殊ニ当執行代替り御加判可致頂戴儀、是も未請不申、彼是段々不届千万ニ思召、ケ様ニ諸事不参仕候ハ、説教之職取上ケ申様ニ被仰候、当御神事ニ急度参上仕、是迄之御断可申上候、為其前広以飛脚申入候以上、

九月廿日

追啓、申西兩年獅々頭之役人も此方ニ而やとひ出し候、是又備前岡山之者共灯明料も、其元ニ留置候、以是不届成仕形ニ候、此儀も急度持参可有候以上、

日暮八太夫<sup>59)</sup>

元文五年、寛保元年の秋の大祭に不参であったこと、備前国岡山のさら説経の灯明料を上納していないことなどを示す内容である。加えて、三井寺近松寺は仮に不参であったおりは、さらさら説経職を取り上げるとまで言及している。

実際に彼らが社参したか否かは判然としないが、同年から延享元年と推定される書状控には、

以飛札申入候、仍而於御本地表申渡ス儀有之間、明四日二兩人共無相違同道可参候、為其如此二候以上、

六月三日

近松寺役人中

長太夫へ申入候此書状、其元より早々八太夫へもとせ可被遣候、

かさや長太夫

日暮八太夫<sup>(6)</sup>

とあって、舞太夫の笠屋長太夫とともに社参が要請されている。これが寛保二年であるなら、たび重なる社参要請に依じていなかったことになり、仮に延享元年であったとすると、前年に小太夫らは社参したか、不参であったも、さらさら説経職を取り上げられなかったと言えよう。いずれにしても、元締め的存在としては機能していない彼らであったといえるのではなからうか。

### おわりに

以上、享保期を中心に、京都における日暮太夫について、小太夫・八太夫を軸に、その実態を考察した。地域ごとのさらさら説経、特に太夫号をもつ者への個別研究は、ほとんどなされていないが、京都の小太夫・八太夫をとりあげ考証した。

小太夫は寛文期、人気の高い太夫で、その後、その名は継承されていくが、宝暦期には断絶する。八太夫は小太夫ほどの活躍をみせてはいないものの、山城国頭役として、三井寺近松寺におけるさらさら説経支配や組織編成では重き存在であった。八太夫は延宝期に名代を下付され、その子が正徳期に八太夫を名乗っている。元文期に甥に太夫号が譲られ、その後、鮫屋与四郎が名代を継承したが、その関係は詳らかにできない。

第二章以降、享保期の三井寺近松寺による小太夫・八太夫への社参要請をめぐって考察した。日暮太夫に対しては、先駆的研究を行った阪口弘之氏の論及があるが、諸々の史料を照合していくと、同氏とは異なる見解となった。その具体的検討は本文のとおりであるが、三井寺近松寺によるふたりの太夫の要請の意図は、秋の大祭社参要請の場合もあれば、近松寺の谷の執行代替わりにもなう加印料などの持参をうながしている場合もあり、その内容を精査したうえで検討をしなければならぬことを指摘した。というのも、それによつては彼らの評価がかなり変わるからである。

日暮太夫の存在は三井寺近松寺にとつては重要であったことは筆者も認めるが、今回の考察によつて、また、かつて組織編成などを検討した成果を加味しても、両日暮太夫がさらさら説経の「元締め」的存在とまでは評価できないのではないかと考える。

### 〔注〕

(1) 土井忠生編訳『日本大文典』（三省堂、一九七八年）八〇六〜八〇七頁。

(2) 山路興造「さらさら説経」（京都市部落問題研究所編『近世の民従と芸能』阿吽社、一九八九）。

本稿では語り物としての「セツキョウ」は「説経」、その「説経」を語る芸能者である「セツキョウシャ」は「さらさら説経」と表記する。これまで発表してきた拙稿では、説教者で統一していた。これは『関蟬丸神社文書』所収史料では、一、二の例外をのぞき「説教者」とでてくるからである。しかし、芸能者としての表現としては「さらさら説経」のほうが一般的であることを考慮して、本稿では以下、「さら



ら説経」と表記する。

- (3) 土井忠生・森田武・長岡実編訳『邦訳日葡辞書』(岩波書店、一九八〇年) 七四四頁。
- (4) 山路興造「さくら」とさくら説経(『翁の座―芸能民の中世―』平凡社、一九九六年)。山路氏はさくら説経が楽器「ササラ」を使うことについて、そのルーツを中世の放下僧と仮定されている。
- (5) 横山重校訂『説経正本集』(一)～(三)(角川書店)、荒木繁・山本吉左右編注『説経節』(平凡社東洋文庫)、信多純一・阪口弘之編『説経節』(岩波書店)などに翻刻され、詳細な解説と研究がなされている。室木弥太郎『増補 語り物(舞・説経・古浄瑠璃)の研究』(風間書店。関山和夫氏『説教の歴史 仏教と芸能』白水社、一九九二。『庶民文化と仏教』大蔵出版、一九八八)など。
- (6) 徳田和夫「説経説きと初期説経節の構造」(『国文学研究資料館紀要』第二号、一九七六年)、前掲注(4)、山路氏論考。
- (7) 和田勉「芸能民さくらについて―伊勢国を中心に」(『三重大学紀要 ふびと』五十号、一九九八年)
- (8) 阪口弘之「蟬丸宮と説教日暮」(塚田孝・吉田伸之編『近世大坂の都市空間と社会構造』(山川出版、二〇〇一年)。
- (9) 拙稿「近世の説教者の組織編成」(『世界人権問題研究センター研究紀要』第十三号、二〇〇八年)。
- (10) 拙稿「近世中期京都興行界と日暮太夫」(『鷹陵史学』第三十九号、二〇一三年)
- (11) 『西鶴集 上』(岩波書店、一九六一年) 八三頁。
- (12) 『西鶴集 上』(岩波書店、一九六一年) 八三頁。
- (13) 芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成 浄瑠璃』第七卷(三一書房、一九七三年) 二二三頁。
- (14) 横山重校訂『説経正本集』第二(角川書店、一九七七年)。
- (15) 新修京都叢書刊行会編『新修京都叢書』第一卷(臨川書店、一九九七年) 二五四頁。
- (16) 「扁額軌範」(新修京都叢書刊行会編『新修京都叢書』第一卷、臨川書店、一九九七年) 四八六頁、四九六頁。
- (17) 三田村鳶魚編『未刊隨筆百種』第三卷(中央公論社、一九七五年) 二一頁。
- (18) 同右、二二頁。
- (19) 同右、二三頁。
- (20) 前掲注(14)、四九三頁。
- (21) 「文書」一五四～一六一頁。
- (22) 「京四条河原諸名代改帳 附 浄瑠璃太夫口宣案・諸名代所附」(芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成』第六卷、三一書房、一九七三年) 七三八頁。
- (23) 同右、七四一頁。
- (24) 室木弥太郎・阪口弘之編『関清水蟬丸神社文書』(和泉書院、一九八七年) 二四五頁。以下、同書は「文書」と略す。
- (25) 前掲注(8)、阪口氏論考。
- (26) 「文書」二七三頁。
- (27) 芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成』第六卷、三一書房、一九七三年) 一〇〇頁。
- (28) 前掲注(23)に同じ。
- (29) 同右。
- (30) 「古今参考南水漫遊」続編五の巻(市島謙吉編『新群書類従』第二、国書刊行会、一九一三年) 五五〇頁。
- (31) 前掲注(27)に同じ。
- (32) 「文書」四二二～四二二頁。
- (33) 「文書」四二二頁。
- (34) 「文書」四二二～四二四頁。
- (35) 同右。
- (36) 拙稿「近世期説教者と組織編成」(『世界人権問題研究センター 研究紀要』第十三号、二〇〇八年)。
- (37) 「文書」二九三～二九五頁。
- (38) 前掲注(8)、阪口氏論考。

- (39) 同右。  
(40) 同右。  
(41) 『文書』二四三頁。  
(42) 『文書』二四四頁。  
(43) 『文書』一六五頁。  
(44) 『文書』二六七頁。  
(45) 『文書』二六八頁。  
(46) 『文書』一六二～一六三頁。  
(47) 前掲注(8)、阪口氏論考。  
(48) 同右。  
(49) 『文書』二七三頁。  
(50) 『文書』二七七頁。  
(51) 『文書』二四三頁。  
(52) 『文書』二七九頁。  
(53) 『文書』二四九頁。  
(54) 前掲注(8)、阪口氏論考。  
(55) 『文書』二五五頁。  
(56) 『文書』三四一頁。  
(57) 岩沙慎一『江戸豊後浄瑠璃史』（くろしお出版、一九六七年）二九五～七二頁。  
(58) 前掲注(56)に同じ。  
(59) 『文書』三四三～三四四頁。  
(60) 『文書』三五四頁。

（さいとう としひこ 歴史文化学科）

二〇一三年十一月十四日受理